公益財団法人高知県スポーツ協会
理事及び監事選任に関する規則

（目　　的）

第１条　この規則は、公益財団法人高知県スポーツ協会（以下「本会」という。）の定款第 25 条の規定に基づき、理事及び監事の選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（役員推薦委員会）

第２条　理事及び監事の選考を公正・適切に行うため、役員推薦委員会を設置し、評議員会に提出する理事及び監事候補者の案を作成する。

２　役員推薦委員会の委員は、評議員選定委員が兼ねるものとし、その運営規則は、評議員選定委員会設置・運営規則に準じるものとする。

（候補者の推薦方法）

第３条　理事候補者は、次の各号のいずれかに該当する者を推薦することができる。

(1)　競技種目に精通し、指導歴や組織運営の経験がある者
(2)　学校体育に精通し、部活動指導等の経験がある者
(3)　スポーツ活動を通して、青少年健全育成に精通している者
(4)　地域スポーツの実情に精通し、地域の体育組織運営の経験がある者
(5)　選手の健康維持・増進に精通し、実際に指導助言ができる者
(6)　関連団体の運営者で、スポーツ協会に重要な役割を果たす者
(7)　スポーツ活動に精通し、法務、会計、政界、財界、官界、医療、学術、経営等に関する専門的知見を有している者
(8)　企業スポーツの運営に携わっている者

２　監事候補者は、監事としての見識と学識を有している者を推薦しなければならない。

３　本会の加盟団体は、理事候補者及び監事候補者をそれぞれ１名推薦することができる。

４　本会の会長は、理事候補者及び監事候補者を推薦することができる。

５　役員推薦委員会は、本会の加盟団体及び会長が推薦した理事候補者及び監事候補者をとりまとめて、評議員会に推薦するものとする。

（年齢制限）

第４条　理事は選任時において、その年齢が７５歳未満でなければならない。ただし、前条第１項（７）に掲げるスポーツ活動に精通している者のうち、役員推薦委員会が組織運営（法務、会計、政界、財界、官界、医療、学術、経営等）に関する専門的知見を有している者と評価した場合は、年齢制限の対象外とすることができる。

（再任制限）

第５条　理事は連続して 12 年を超えて在任することができない。ただし、連続する在任年数が 12 年に達する場合であっても、当該理事が新たに又は継続して代表理事または業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があると役員推薦委員会が評価した場合は、12 年を超えて在任させることができる。

（提 出 書 類）

第６条　理事及び監事候補者を推薦する場合は、本会所定の推薦調書に必要事項を記載し、指定された期日までに提出しなければならない。

（改　　廃）
第７条　この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附　　則

1　この規則は、平成 23 年 6 月 6 日から施行する。
2　この規則は、公益財団法人高知県体育協会の設立の登記日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。
3　この規則は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。
4　この規則は、平成 31 年 4 月 1 日（名称変更）から施行する。
5　この規則は、令和 6 年 3 月 19 日から施行する。ただし経過措置として、令和 4 年に選任された理事は第４条及び第 5 条の規定にかかわらず、令和６年の理事改選時は推薦があれば理事候補者となることができる。